

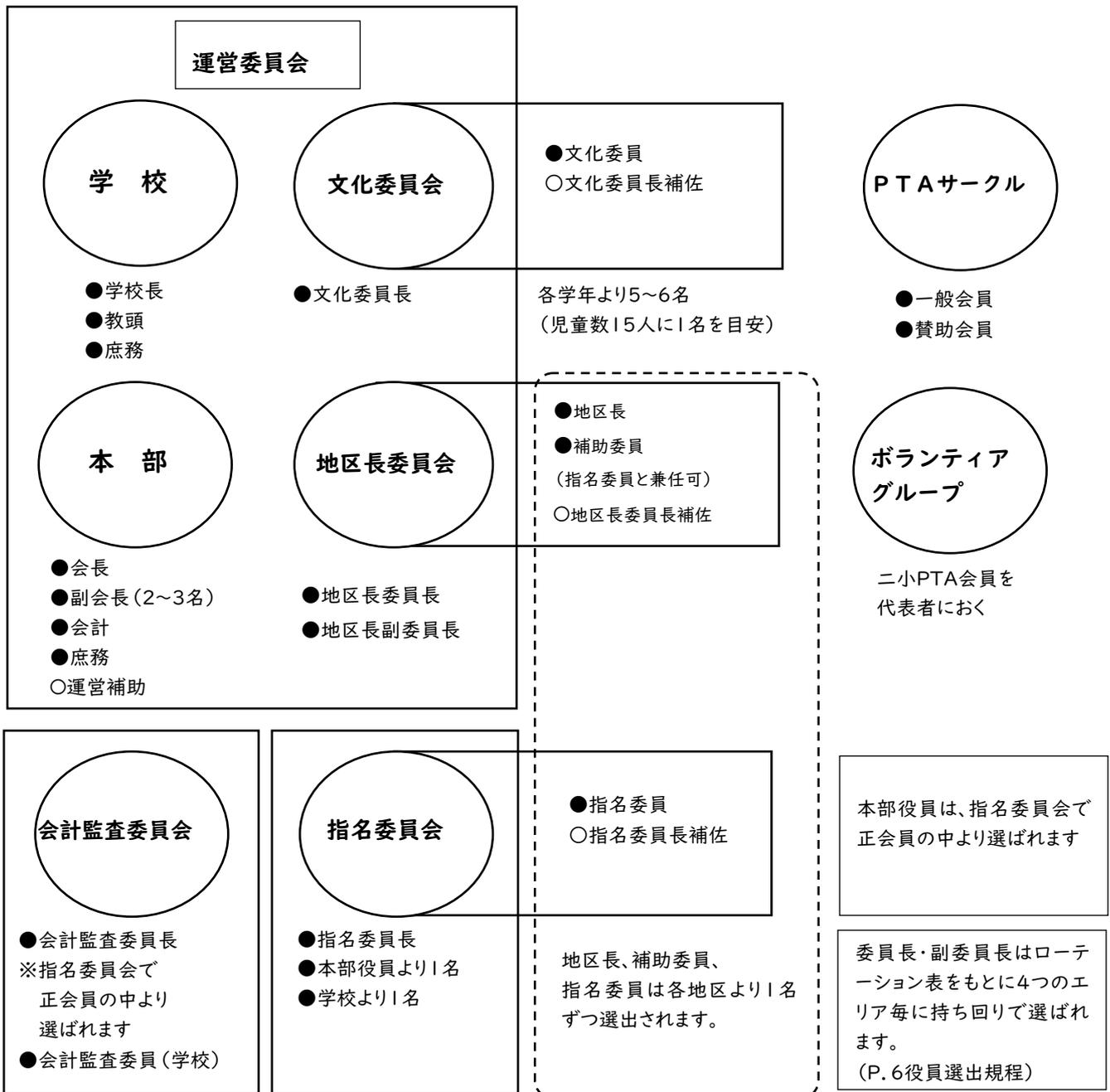
# 目 次

- 二小 P T A の組織 . . . . . 1
- 島本町立第二小学校 P T A 規約 . . . . . 2～4
- 島本町立第二小学校 P T A 個人情報取扱規則 . . . . . 5
- 役員選出規程 . . . . . 6
- 委員長（委員）選出手順について . . . . . 7
- P T A 地区名 区域割 . . . . . 8
- 大阪府 P T A 安全会活動補償制度について . . . . . 9～10
- “ P T A サークル活動” . . . . . 11

## PTAとは・・・

親・保護者（**P**arents）と教師（**T**eachers）の会（**A**ssociation）の略称で、子どもの幸福と教育をまもりたかめるために、保護者と教師が協力し活動を行うことを目的として、学校ごとに組織した会のことをいいます。

## 二小PTA組織図



PTAに対するご要望・ご意見など連絡担当先は…

・地区のことについて … 地区長委員へ

・行事のことについて … 運営委員・各部署委員へ

それぞれの担当者を通じて学校及び運営委員会で検討いたします。

# 島本町立第二小学校PTA規約

2021年10月25日改定

## 第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、島本町立第二小学校PTAと呼び、事務所を島本町立第二小学校内に置きます。

## 第2章 目的

第2条 この会は、次の項目を目的とします。

1. 児童福祉の増進
1. 成人教育の推進
1. 学校と家庭の協力及び連結
1. 民主教育の推進
1. 教育環境の整備
1. 公費による教育の実現
1. 社会教育への寄与

## 第3章 性格

第3条 この会は、教育を本旨とする民主的団体であって、営利的、宗教的、政治的色彩を持つものではありません。また、他の如何なる団体の支配干渉も受けません。

第4条 この会は、目的達成のために、学校、教育委員会並びに教育関係機関に意見を具申し、資料を提供することもあります。が、学校の管理運営や教育の人事に干渉するものではありません。

## 第4章 組織

第5条 この会は、次の会員を以て組織します。

1. 正会員 島本町立第二小学校児童の両親、または保護者と、本校職員
1. 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、入会を希望する人

## 第5章 会計

第6条 この会の経費は、会費、事業収入及び寄附金でまかないます。

第7条 正会員費は、1世帯につき年額1,300円とし、年2回 6月、11月に納めます。  
賛助会費は年額1,000円とし、一括で納めます。  
但し、一旦納入された会費については、特別の事情がない限り、返却致しません。  
会費の繰越金が多額の場合は、新たに後期会費を徴収しない場合があります。

第8条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。

## 第6章 役員及び任務

**第9条** この会に、次の役員を置きます。

会長 1名 副会長 2名又は3名 庶務 若干名 会計 1名  
会計監査委員長 1名 会計監査委員 1名 地区長委員長 1名  
地区長副委員長 1名 文化委員長 1名 指名委員長 1名  
(副)委員長補欠 若干名 委員長補佐 各1名 各委員会委員 若干名

**第10条** 役員任期は、1年とします。但し引き続き再選することができます。

(副)委員長補欠の任期は1年間とし、(副)委員長が辞任した時、その役を担います。

**第11条** 役員任期は、次の通りです。

1. 会長は、この会を代表し、会務を総括します。
1. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、代理を務めます。
1. 会長・副会長は、この会が所属する島本町PTA連絡協議会の役を兼任することがある(但し幹事校担当年度のみ)
1. 庶務は、総会並びに各種会合を通知し、会務を記録します。
1. 会計は、この会の収入支出を正確に処理し、総会の都度報告します。
1. 会計監査は、この会の会計を監査し、総会の都度報告します。
1. (副)委員長は、その所属する委員会を代表し、会務を処理します。
1. 委員長補佐は、委員長を補佐し、委員長不在のときは、代理を務めます。
1. 委員は、その所属する範囲において、会務を助けます。

**第12条** この会に、顧問を置くことができます。顧問は、会の相談に応じます。

顧問を置く場合は、総会の承認を必要とします。

## 第7章 機 関

**第13条** この会に、次の機関をおきます。

総会 委員総会 運営委員会 会計監査委員会 地区長委員会  
文化委員会 指名委員会

**第14条** 総会は、年度末及び年度始めに開きます。

年度末総会=新役員の承認及び決算 年度始め総会=行事予定並びに予算

総会は、原則として会議により開催し決議しますが、事前に運営委員会が定める方法により、会議を開かず、書面または電子投票による議決権行使ができます。

会長または、運営委員会が必要と認めた場合、および、正会員の世帯数の10分の1以上の要求のあった場合は、臨時に総会を開きます。

総会は、正会員の世帯数の5分の1以上(委任状を含む)の出席がなければ、決議することができません。

決議は、出席者の過半数の同意を必要とします。

**第15条** 委員総会は、総会に次ぐ決議機関であつて、会長または運営委員会が必要と認めた場合、及び委員の5分の1以上の要求のある場合に関し、運営委員会の提案事項、その他につき審議します。委員の過半数(委任状を含む)の出席がなければ、会は成立しません。

**第16条** 運営委員会は、会長、副会長、庶務、会計、地区長委員長、地区長副委員長、文化委員長及び学校長、教頭、学校庶務で構成し、執行機関としてこの会の運営に当たります。

**第17条** 会計監査委員会は、年1回以上、この会の会計を監査し、総会に報告します。

**第18条** 地区長委員会は、それぞれの地区を代表する者をもって構成し、各地区の総意をまとめ、この会との連絡並びに趣旨の徹底と会員の事業参加に努力し、地区児童会の健全な指導育成に務めます。

**第19条** 文化委員会は、それぞれの学年を代表する者をもって構成し、各学年の総意をまとめ、この会並びに担任教員と密接な連携を保ち、教育環境の整備と福利厚生を計り、学校教育の運営に協力します。

**第20条** この規約の変更は、7日以前に原案を示し、総会に於いて3分の2以上の同意により決定します。

**第21条** この会の活動状況並びに会計収支を明らかにするため、次の帳簿を備えて置きます。

1. 会務記録
1. 会計簿

**第22条** この会の慶弔に関しては、運営委員会において内規を定めます。

**第23条** この会の役員選出規程は、別に定めます。

**第24条** 個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

# 島本町立第二小学校PTA 個人情報取扱規則

## (目的)

第1条 この個人情報取扱規則は、島本町立第二小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

## (指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は原則、取り扱わないものとする。

## (周知)

第3条 個人情報の取扱規則は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

## (利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成
- (4) 次年度役員・委員選出のための連絡

## (個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTA会長に書面で提出された次の事項とする。  
氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項

## (同意の取り消し)

第6条 1 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。  
2 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

## (管理及び取扱)

第7条 1 運営委員会は個人情報の管理責任を負う。  
(例 運営本部やPTA全体は会長、会計業務は会計、各委員会は各委員長)  
2 本会における個人情報の取扱者は校長、教頭、学校庶務及び運営役員、指名委員とする。  
3 個人情報が記載されたものは鍵付きの収納庫に保管し、本会が適正に管理する。  
4 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。  
5 指名委員会において使用する個人情報の管理責任者は指名委員会とする。

## (第三者提供の制限)

第8条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない。本会の役員・委員を退いた後も同様とし、その者の責任とする。  
(1) 法令に基づく場合  
(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき  
(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき  
(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

## 〈 附則 〉

この規則は、令和3年10月25日より施行する。

# 役員選出規程

2021年10月25日改定

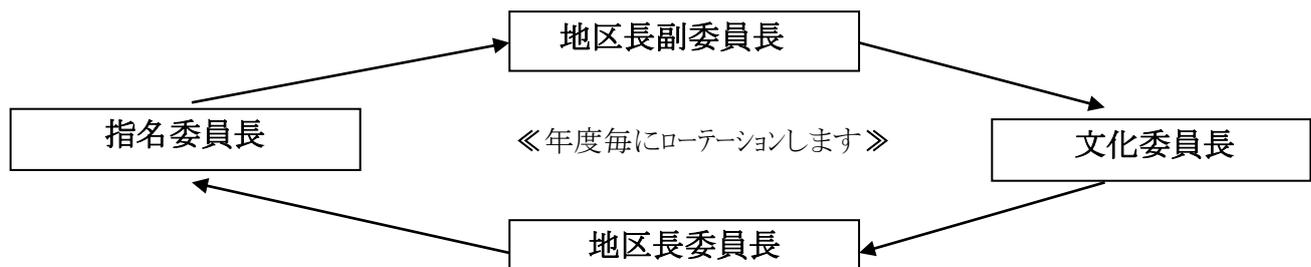
- 第1条** 会長・副会長・庶務・会計・会計監査委員長、島本町PTA連絡協議会書記(但し幹事校担当年度のみ)は、指名委員会において、正会員中より選定し、総会において承認をうけます。
- 第2条** (1) 指名委員会は、指名委員、現運営委員より1名、学校より1名で構成します。  
 (2) 指名委員は、現地区長委員会推薦の各地区より1名とする。但し、世帯数の減少により指名委員を出すことが困難である地区については、世帯数が3世帯以上になるまでの間、指名委員の選出を免除します。  
 (3) 指名委員会は、候補者の承認を得ておきます。  
 (4) 指名委員会は、会長の召集により活動開始し、候補者が総会において承認を受けた時点で解散します。
- 第3条** 各委員長・副委員長は、立候補がない場合、指名委員会において、下記ローテーション表をもとに、正会員中より選定し、総会において承認をうけます。

## ローテーション表

(注) 地区、エリア、ローテーションは必要に応じて変更します。

	エリアA	エリアB	エリアC	エリアD
地区割り	山 二(*) 鈴 滝 東 鈴 滝 西 東二・尺代	山 鈴 ・ 山 柴 ユニハイム・ユニライフ	東 三 東 東 三 西 百 山 カーサ ・ ジオ 南 百 山 百山アーバン・リシェス	若 二 ・ 三 若 一 A 若 一 B

(\*) 山二地区は、会計監査委員長を引き受けた年度は選出免除とします。



- 第4条** 地区長委員及び補助委員は、地区別集会において、現地区長指名のもと各地区よりそれぞれ1名を正会員中より選定し、会長はこれを委嘱します。  
 原則として補助委員は各地区1名とします。2名以上必要である場合は地区長委員長を通して運営委員会です承を得ます。
- 第5条** 文化委員は、懇談会において、各学年より児童15名につき1名を目安に正会員中より選定し、会長はこれを委嘱します。(6年生は立候補のみとし、立候補がない場合は選定しない事とする。)
- 第6条** 各委員長内において委員長が必要とする場合は委員長補佐をおくことができます。  
 学校側は、指名委員会の要請があれば、教職員の中から庶務若干名、会計監査委員1名を選出します。各地区担当若干名ずつ、各委員会委員若干名ずつを教職員中より内申し、会長はこれを委嘱します。但し、兼務及び代行者をおいても差し支えありません。
- 第7条** 各委員長・副委員長及び委員の兼任はできません。なお、指名委員についてはこの限りではありません。また補助委員は文化委員に限り兼任可能とします。
- 第8条** 運営委員会が必要であると認められた場合は、運営補助をおくことができます。

# 委員長・副委員長・委員選出手順について

2021年10月25日改定

## <選出手順>

1. 全学年の正会員より委員長・副委員長の立候補者を募る。【※1】
2. 立候補者がなければ、下表の順序に従い、くじ引きにて選出する。

表 <委員長・副委員長・委員の対象者と免除者、選出会の司会担当者、選出の順序について>

	選出順序	対象者【※3】	免除者	司会担当者
委員長・副委員長【※2】	1	立候補がない場合 基本は新6年生の保護者 【※4】	運営委員経験者【※5】 及び やむを得ない事情により免除 を希望し、指名委員会において 了承された方【※6】	指名委員
指名委員	2			地区長委員
地区長委員	3			
補助委員	4			

【※1】委員長・副委員長については、立候補者が多数の場合は

- ①ローテーション表のエリア②未経験者、③高学年保護者を優先します。

【※2】地区長委員長、地区長副委員長、文化委員長、指名委員長のことです。

会計監査委員長は、指名委員会において、正会員中より選定いたします。

【※3】複数のお子様がいる場合はそれぞれのお子様为新6年生の時(すなわち1子につき1回)対象となります。

【※4】委員長・副委員長については、くじ引き選出の際にエリア内に対象者がいない場合は学年を下げます。委員については、地区内に対象者がいない場合は学年を下げます。なお、委員の対象者が多数いる場合は、未経験者を優先します。地区長については、地区の中で世帯数が特に少ない区域、飛び地の区域からは選出しないようにします。

【※5】過去に運営委員(会長、副会長、庶務、会計、地区長委員長、地区長副委員長、文化委員長)、島本町PTA連絡協議会の会長、書記、または指名委員長を経験された方も立候補は可能ですが、選出を希望しない方は免除となりますので、あらかじめ免除希望届を指名委員会に提出してください。ただし、会計監査委員長は免除対象ではありません。

【※6】やむを得ない理由(家庭の事情など)により免除を希望される方は、あらかじめ免除希望届を指名委員会に提出するか、学校窓口に相談してください。免除希望届を受け付けた方は原則免除候補者となります。その後、免除希望理由のみ指名委員会で協議し、免除の可否を決めます。ただし、個人情報保護の観点から指名委員会で可否を諮ることなく、免除となる場合があります。

(その他)

- ▼ 委員長(委員)選出会に参加できない場合は、委任状を提出してください。
- ▼ 免除希望届は新6年生の保護者全員に、指名委員会より配布します。

# P T A 地区名 区域割

2021年3月現在

エリア	地区名	区域
A	山二	遙学園・ひびき
	鈴滝西	東大寺二丁目13・14・25～27
	鈴滝東	東大寺二丁目18～24・28～31
	東二・尺代	東大寺二丁目1～11・15～17 大字東大寺 東大寺四丁目217 若山台二丁目5 尺代
B	山鈴・山柴	山崎四丁目1～18 山崎五丁目1
	ユニハイム・ユニライフ	ユニハイム1～8棟 山崎五丁目4～9 ユニライフ
C	東三西	東大寺三丁目1～18・25 84・90・111 東大寺四丁目(正門横・裏門前)
	東三東	東大寺三丁目(東三西地区以外)
	百山カーサ・ジオ	百山住宅(百山5～14) ジオ阪急水無瀬
	南百山	百山16番～23番
	百山アーバン・リシェス	アーバン島本シティ 若山台一丁目793・桜井936
D	若一A	若山台第1住宅 Aゾーン(20～27棟) 若山台二丁目2・7
	若一B	若山台第1住宅 Bゾーン(29～36棟) 中央(2・5棟) 若山台第4住宅(12～17棟) 若山台一丁目2
	若二・三	若山台第2・第3住宅 若山台一丁目3・5・6

# 大阪府PTA安全会活動補償制度について

## 概要

この制度は大阪府PTA安全会が運営するものです。本校は二小PTAとして加入しています。下記の補償に該当する事故などが発生した場合は、速やかに二小PTA本部へご連絡をお願いします。

安全会への通知手続きは、PTA会計が行います。事故の日から30日以内に手続きがない場合は、補償が受けられなくなりますのでご注意ください。

\* 補償の期間は、掛金を1年ごとに支払うため、補償も1年ごとに更新されます。

## 1. PTA団体傷害保険

### I. 補償の内容

- 日本国内でPTAが主催、または共催する行事参加中に被ったケガを補償します。
- PTA行事に参加するための通常経路による自宅から活動場所への往復途上中のケガも補償します。
- 細菌性食中毒も補償します。〈細菌性食中毒保障特約〉
- 日射または熱射を原因とする熱中症も補償します。〈熱中症危険補償特約〉

### II. 被保険者(保険の対象となる方)

- ① PTA会員(保護者・教職員)、児童、生徒
- ② PTA会員の同居の親族(兄弟・祖父母・活動に同伴する未就学児も対象)  
(例)児童の母の代理で、同居の祖母がPTA集会に出席した場合
- ③ PTA行事への参加が事前にPTAより認められている者  
(例)PTAが事前に認めている近所の方が防犯パトロールに参加の場合

### III. 保険金をお支払いする場合

被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合に補償します。

- (例)
- ① PTA主催のバレーボール大会や親子ハイキングで生徒がケガをした。
  - ② PTA行事で夏休みのプール清掃中にPTA会員が誤ってプールに転落し、ケガをした。
  - ③ 運動会でのPTA保護者競技に保護者が参加し、転倒によりケガをした。

### IV. 保険金をお支払いできない場合

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ
- 病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失したためにケガをした場合など)
- 妊娠、出産、早産
- むちうち症、腰痛その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの...  
など

## V. 外部講師、ボランティア、OB、OG等の方々について

「PTA行事への参加が事前にPTAより認められている者」であることを証明する資料が必要となります。

## 2. PTA賠償責任保険

### I. 補償の内容

〈PTA活動の遂行に伴う賠償事故〉

- 日本国内でPTAが主催、または共催するPTA活動において、運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガをさせたり、物を壊したりしたことに對してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。  
(PTA行事への往復途上は対象外です。)

〈保管物に関わる賠償事故〉

- PTA活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中にこわしたり盗難されたことに對してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。  
(PTA行事への往復途上は対象外です。)

〈法律相談・クレーム対応費用補償〉

- PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償します。
- クレーム行為に関して、AIG損害保険(株)の提携先弁護士からのアドバイスや委任を行う弁護士の紹介を受けられます。

〈提供飲食物危険補償〉

PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒を被ったことに對してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

## 補償の内容

2021年6月現在の保障内容です。

PTA団体傷害保険	PTA賠償責任保険	安全会費*
死亡保険金 200万円 後遺障害保険金 8万円～200万円 (障害等級により) 入院保険金日額 3,000円 (180日限度) 通院保険金日額 2,000円 (90日限度) 手術保険金 (1事故につき1回に限る) 入院中に受けた手術 30,000円 入院を伴わない手術 15,000円	<b>対人賠償</b> 1名あたり支払い限度額 3,000万円 1事故あたり支払い限度額 2億円 (自己負担額なし) <b>対物賠償</b> 1事故あたり支払い限度額 1,000万円 (自己負担額なし) <b>法律相談・クレーム対応費用</b> 1事故あたり支払い限度額 100万円 保険期間中の支払い限度額 1億円 <b>保管物賠償</b> 1事故あたり支払い限度額 10万円 保険期間中の支払い限度額 500万円 (自己負担額5,000円)	1世帯につき <b>100円</b> (安全会活動保障制度運営費用を含む)

地震、噴火、津波による事故は補償の対象となりません。

※安全会費(掛金)はPTAが負担しています。

## PTA サークル活動

♪ 随時入会受付中 ♪

現在PTAには皆さんの会費から助成金が出ている**3つのサークルがあります**。  
ぜひ、一度見学して下さい。**好きなことを楽しんでいたら、いつの間にか世間話の花が咲く・・・**  
「**ストレス発散**」はもちろん、「**出会い**」のチャンスですね♪  
また、PTAでは**新しいサークル作りも応援**しています。

※見学・入会ご希望の方、新しいサークルを作りたい方は、PTA運営委員までお気軽にお問合わせください。

サークル名	活 動 内 容	活 動 日・場 所
書 道 	自分の書きたいもの(実用書道・条幅作品・のし・年賀状など)の手本を持ち寄って、練習しています。 字を書くことに集中できる素敵な時間を過ごすことができますよ。 お母さん達との交流も楽しみのひとつです。 お気軽にご参加下さい。 見学も大歓迎です。	月1回 10:00～ 第二小学校内
図 書 (おはなしたまご) 	私たちは、休み時間にお話し会をひらいたり、子どもたちに、自分から「本を読みたい!」と思ってもらえるように本紹介をする活動をしています。 子どもたちのすなおな反応、キラキラした表情に出会えます。お気軽に見学、体験にお越し下さい!!	月1～2回程度 第二小学校内
手 芸 	手芸の好きなメンバーの集まりで、編み物やお菓子作り、トールペイントなど多種多様なものを手作りしています。八宝祭には作品を展示しています。見学希望も大歓迎!手芸の好きな人はもちろん、やってみたくてひとりではちょっと…という方お気軽にご参加ください!!	月1回程度 第二小学校内